

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	障害者総合支援法に基づく自立支援給付等に関する事務基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長野県松本市

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者総合支援法に基づく自立支援給付等に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号「障害者総合支援法」)に基づき、自立支援給付、介護給付費、答礼介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス費及び地域生活支援事業等に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 介護給付・訓練等給付など障害福祉サービスの支給決定及び地域相談支援の給付決定。また対象者の管理及びこれに付随する事務 ② 自立支援医療(育成医療・更生医療)、療養介護医療の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ③ 補装具費の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ④ 高額障害者福祉サービス等給付の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ⑤ 地域生活支援事業の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	障がい者福祉システム、福祉系宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

自立支援給付等情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第60条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令((令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。)第2条の表の144、145、146の項 ・利用特定個人情報提供省令第146条、第147条、第148条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部障がい福祉課〔〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3212〕
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障がい福祉課〔〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3212〕
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務(事務)プロセスを明確にして各プロセスを確実に実施している。また、リスクが見つければ対策を講じている。 加えて、自己点検・監査を実施し、その結果を踏まえた対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう記載している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号「障害者総合支援法」)に基づき、自立支援給付、介護給付費、答礼介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス費及び地域生活支援事業等に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 介護給付・訓練等給付など障害福祉サービスの支給決定及び地域相談支援の給付決定。また対象者の管理及びこれに付随する事務 ② 自立支援医療(育成医療・更生医療)、療養介護医療の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ③ 補装具費の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ④ 高額障害者福祉サービス等給付の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ⑤ 地域生活支援事業の支給決定及び対象者の管理に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号「障害者総合支援法」)に基づき、自立支援給付、介護給付費、答礼介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス費及び地域生活支援事業等に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 介護給付・訓練等給付など障害福祉サービスの支給決定及び地域相談支援の給付決定。また対象者の管理及びこれに付随する事務 ② 自立支援医療(育成医療・更生医療)、療養介護医療の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ③ 補装具費の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ④ 高額障害者福祉サービス等給付の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ⑤ 地域生活支援事業の支給決定及び対象者の管理に関する事務 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	Public Medical Hub(PMH)のシステム改修着手前に提出するもの
令和8年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	障がい者福祉システム 福祉系宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	障がい者福祉システム 福祉系宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事前	Public Medical Hub(PMH)のシステム改修着手前に提出するもの
令和8年9月1日	II しきい値判断項目	令和7年3月31日時点	令和8年9月1日時点	事後	